

退職したとき

(1) 運転者証返納届

(2) 運転者証

※ 事業者は運転者が退職したら、直ちに（7日以内に）運転者証を返納しなければなりません。

※ 返納が遅れた場合は、「理由書」も提出してください。

【記入例】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

香川県タクシー協同組合 殿

住 所 高松市朝日町10丁目10番10号

事業者名 株式会社 朝日町タクシー

代表取締役 〇〇 〇〇

代表
者印

運 転 者 証 返 納 届

下記の運転者証を返納します。

登録番号	氏 名	事 由
50-〇〇〇〇〇〇〇	香川 太郎	退職
50-〇〇〇〇〇〇〇	愛媛 次郎	選任解除 (配車係に変更)
50-〇〇〇〇〇〇〇	高知 三郎	死亡
50-〇〇〇〇〇〇〇	徳島 四郎	紛失発見
50-〇〇〇〇〇〇〇	四国 五郎	免停
		(平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

返納の事由

- 登録の消除 (免停等) ・ 登録の取消処分
・ 最初の処分日数が40日以上
の免停、免許取消、免許失効
(免停・失効・免許取消は期日
期間も記入してください)
- 退 職 ・ 退職又は解雇
- 選 任 解 除 ・ 運転者としての選任を解き、事務職等に職種を変更した
・ 欠勤等により運転者としての選任を解いた
・ 指定地域外へ転出した
- 死 亡 ・ 登録運転者が死亡した
- 紛 失 発 見 ・ 紛失した運転者証を発見した

